

●事務事業評価シート

事務事業名	保健衛生事務経費		担当課	健康福祉部健康推進課
対象	全市民		事業期間	
目的	保健衛生に係る総合的な事務を円滑に進める			
根拠法令等	伊賀市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱			
内容	保健衛生に係る一般事務 三重県市町保健師協議会負担金、献血推進事業事務、公衆浴場確保対策事業、骨髓等移植ドナー支援事業  墓地埋葬法第9条に係る死亡人取扱(市民生活課)			
事務事業の概要  事業に要した主な経費など	経費	金額	摘要	
	消耗品費	62,876円	0	円
	負担金	13,936円	三重県市町保健師協議会負担金等	円
	補助金	60,000円	献血推進事業補助金	円
		330,000円	公衆浴場確保対策事業費補助金	円
		140,000円	骨髓等移植ドナー支援事業助成金	円
		0		円
	扶助費(市民生活課)	450,920円	墓地埋葬法に係る死亡人取扱費道	円
	使用料及び賃借料	2,480円	路通行料	円
		0		円
計	1,060,212円	0	円	

補助金等詳細

項目	R2年度決算	R3年度当初予算	R3年度決算	R4年度当初予算	特記事項記入欄(積算基礎、特定財源の名称等)		
	直接事業費						○令和3年度歳入決算 県骨髓移植ドナー助成事業補助金:70千円 看護実習生指導費:59.5千円 墓地埋葬法第9条負担金:444千円 ○令和4年度歳入予算 県骨髓移植ドナー助成事業補助金:70千円 看護実習生指導費:63千円 墓地埋葬法第9条負担金:1,260千円
国県支出金	679	1,276	514				
地方債	0	0	0				
その他	97	57	60				
一般財源	589	608	487				
合計(A)	1,365	1,941	1,061	0			
人件費	正規職員	業務量	0.15人	0.15人	0.35人	0.35人	
		人件費	1,172	1,165	2,718	2,708	
	再任用職員	業務量	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	
		人件費	0	0	0	0	
	会計年度任用職員	業務量	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	
	人件費	0	0	0	0		
小計(B)	1,172	1,165	2,718	2,708			
合計(A+B)	2,537	3,106	3,779	2,708			
市民1人当たりのコスト(円)	29	35	43	31			

指標名	指標の説明	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0		0				
			目標			
			実績			
指標化できない成果	0		達成			

方向	課題	
	改善案	

●補助金等管理シート

審査資料:事業番号2 ヒアリングシート

補助事業名	公衆浴場確保対策事業補助金		施策No.	1-1-①					
交付の目的	公衆浴場の確保により、地域住民の公衆衛生の向上を図る。								
交付先・交付要件	伊賀市上野浴場組合								
事業内容	浴場組合が行う公衆浴場の確保対策事業に要する経費								
根拠法令等	健康福祉部関係補助金等交付要綱								
事業開始年度	不明		契約・債務負担	無					
財源・率	-		上乗せ・範囲拡大	無					
補助実績等(千円)	H26	330	H27	330	H28	330	H29	330	
	H30	330	R1	330	R2	330	R3	330	
目的の達成状況(何が、どうなれば達成か)	公衆浴場の確保により、内風呂のない世帯や高齢等の理由で内風呂を利用することが困難な地域住民の公衆衛生の向上を図ることができる。								
補助対象経費	浴場確保対策のための啓発事業用物品購入費、研修費、設備維持管理経費(レジオネラ検査、殺菌剤購入)等								
補助金額・補助率の算出根拠	組合運営費のうち、浴場確保対策に要する経費の範囲内	類似制度、同一団体への重複補助の有無		無		終期設定の有無		無	
性質別分類	1. 団体運営補助		「団体運営補助」である場合の事業費補助への移行策		組合運営費のうち、浴場確保対策に要する経費を予算の範囲内で補助対象としている。(継続)				

●見直し目標の設定及び経過措置(指針「4 見直しの方向性と経過措置」参照)

今後の方向性	継続	その理由	公衆衛生確保のため公衆浴場を維持する必要があることから、継続する。
--------	----	------	-----------------------------------

見直し事項	具体的な内容(いつまでに、事項を、どうする)		
	補助制度	令和4年度で補助金対象者の内容を見直す。令和5年度から補助金要綱を内規にて新たに制定予定。以前から補助金額の根拠が不明な為、補助対象を確実なものに定める。	対象と金額

●補助金等の評価(指針「5 その他の取り組み」参照) ※実績確定後、年度ごとに記入

	評価結果	立入調査その他監督の実施状況	改善点・今後の予定・見直しの実施状況
平成30	レジオネラ殺菌剤購入等公衆浴場の衛生状況を確保することで、地域住民の公衆衛生の向上に寄与した。	決算書及び通帳等により補助対象費に対する支出がなされていることを確認した。	地域住民の公衆衛生向上のため公衆浴場を維持する必要があるため引き続き補助を継続する。
令和元年	レジオネラ殺菌剤購入等公衆浴場の衛生状況を確保することで、地域住民の公衆衛生の向上に寄与した。	決算書及び通帳等により補助対象費に対する支出がなされていることを確認した。	地域住民の公衆衛生向上のため公衆浴場を維持する必要があるため引き続き補助を継続する。
令和2年	レジオネラ殺菌剤購入等公衆浴場の衛生状況を確保することで、地域住民の公衆衛生の向上に寄与した。	決算書及び通帳等により補助対象費に対する支出がなされていることを確認した。	地域住民の公衆衛生向上のため公衆浴場を維持する必要があるため引き続き補助を継続する。
令和3年	レジオネラ殺菌剤購入等公衆浴場の衛生状況を確保することで、地域住民の公衆衛生の向上に寄与した。	決算書及び通帳等により補助対象費に対する支出がなされていることを確認した。	地域住民の公衆衛生向上のため公衆浴場を維持する必要があるため引き続き補助を継続する。

●補助金等の見直し基準における基本的事項の再チェック(指針「3 見直し対象と基準」参照)

区分	項目	チェック	備考
公益性	「公益上必要である」ことが客観的に認められるものである。	○	
	事業活動の目的・視点・内容などが経済情勢に合致している。	○	
必要性・効果	市民の福祉向上及び利益の増進に効果が認められる。	○	
	市が補助すべき事業・活動であり、施策の推進に有効である。	○	
	補助金の額や補助率に対して、費用対効果が適切である。	○	
公平性	地域間で補助対象、補助基準、支出科目にばらつきはない。	○	
	同一分野のなかで、特定団体(地域)を対象とした補助金ではない。	○	
団体の自立性	毎年同内容の事業に対して、3年以上補助を受けていない。	○	
	自主財源の確保など、自らの努力で団体運営を行う姿勢がある。	○	

見直しの視点	質問/所属回答						内容
	専門家チーム	所属	専門家チーム	所属	専門家チーム	所属	
法的根拠	この補助は法律で義務なのか？	物価統制令のなかで、入浴料が決まっている。					<p>セルの塗りつぶしについて</p> <p>・・・全庁的な指摘事項（個別の意見聴取せずに全庁で取り組むべき内容）</p> <p>・・・個別の指摘事項として、「対応方針」を確認する内容</p>
積算根拠	財源、補助率が空白なのは？	財源は、一般財源であり、補助率は決まっていない。	なぜ、補助金額が33万円なのか？	年々減額はしているが、詳しくは分からない。			<p>定額補助ではなく、事業費補助として基準が必要である。</p> <p>補助率で予算に定めるの書き方は改めてほしい。</p>
終期設定							<p>終期の設定はしたうえで検証し、その上で継続の是非を判断していただきたい。</p>
受益者負担・決算内容				銭湯の収支は把握しているか？	組合としての収支はあるが、銭湯自体の収支把握はしていない。今後は収支決算書を求めていく予定。その上で、水道費やレジオネラ菌検査に対して1/2の方向で検討中。		<p>団体の決算書を取り寄せること。繰越金が多い場合もあり、本当に補助すべきかどうかの視点が大事。</p>
公益性	実際に何人利用されているのか？	2021年度で31,500人である。		年齢別の利用者数は把握しているのか？	年齢別の料金は把握しているが、人数は把握していない。		<p>どれだけの人が銭湯を必要としているのかの根拠を示すべき。</p> <p>本当に風呂を必要としている人を救いたいなら、その人たちを対象にお風呂券を交付してはどうか。</p>
公平性・透明性							
行政関与の必要性							
補助の効果（成果指標）							<p>指標が無いことは問題。どの様な人を救いたいのか、そのゴールは明確にすべき。風呂が無い人の数があがってくる必要がある。</p>
今後の方向性							
他事業への横展開							

	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに
個別論点ごと 部局対応方針	公益性	どれだけの市民が家にお風呂がなく、そのために銭湯を必要としているのかの根拠を確認しなければ、本当に必要とされている補助金なのか分からない。	公衆浴場の確保により、内風呂のない世帯や高齢等の理由で内風呂を利用することが困難な地域住民の公衆衛生の向上を図ることを目的としているが、現在の補助金要綱に補助金額が明確化されていないため、令和5年度より補助金要綱の内規を制定し、補助対象を確実に定め、経営に必要な額を補助対象としたい。	令和5年度内
	補助の効果 (成果指標)	指標が無いことは問題。どのような人を救いたいのか、そのゴールは明確にすべき。風呂が無い人の数があがってくる必要がある。	事務事業評価の指標については、担当課の指示により以前から指標を上げる対象でないものとして認識していたため計上していない。 しかし、現在の伊賀市民の家にお風呂が設置されていない数は把握できていないが、一定数は超えているものと判断しており、その多くは移動方法の確保が難しい高齢者が多数である。この数年のうちに、他の公衆浴場やスーパー銭湯の閉鎖が相次いだことにより、衛生状況の確保が難しいなか、地域住民の公衆衛生の維持や地域の活性化に寄与し、現存する公衆浴場の経営を存続するためにも補助金は必要と考える。 また、三重県より衛生管理の条例が新たに規定されたことにより、ますます浴場確保に要する経費がかかることから補助が必要と考える。	
	本事業に関する今後の方向性	<b>継続</b>		
	上記理由	公衆衛生の観点から公衆浴場を維持することは行政としての役割であると考え。その為、以前のような不明瞭な定額補助を行うのではなく、令和5年度には補助対象を明確にした内規を新たに制定し、適正な補助により事業を継続してもらうものとする。		

①

諮問時の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズがどれくらいあるのかを明確にせず継続することは、いつまで補助し続けるのかの判断材料を失うことになるが、そのニーズ把握なく継続することが正しいのか。</li> <li>・銭湯の経営状況をしっかりと分析し、公費による運営補助が必要なのか検証すべきではないか。</li> <li>・この補助金の目的が住民の公衆衛生の確保か、あるいは公衆浴場の維持存続なのかによって必要な施策が異なるのではないか。</li> </ul>
--------	---

②

行政事務事業評価審査委員会	レビュー結果に対する審査会評価	
	意見	